

居住誘導区域の基本的な考え方は、都市の中心拠点・生活拠点等、公共交通による中心部へのアクセスが可能、合併前の旧町村の中心部となります。

区 分	居住誘導区域の設定範囲
①石橋駅周辺	工業系用途を除き、駅を中心として概ね1.5kmの範囲
②自治医大駅周辺	他2駅に比べ人口集積・密度ともに高いため、市街化区域と同範囲
③小金井駅周辺	運動公園や小山車両センターを除き、駅から概ね1kmの範囲



図 市全体における各区域の設定状況

■ 居住誘導区域

3駅周辺の市街化区域内に、居住を誘導するエリアを設定し、人口密度の維持を図ります。

▨ 都市機能誘導区域

居住誘導区域内に、生活サービスを誘導するエリアと、そのエリアに誘導する施設を設定します。誘導する施設は、居住者の福祉や利便性を向上させ、都市機能の増進に著しく寄与するものとしします。

4. 都市機能・居住誘導により期待される効果について

医療施設や福祉施設、商業施設、公共公益施設等の生活を支える機能が集約され、身近な場所で各種サービスが受けられる機能的でコンパクトなまちとなり、利便性が向上します。

また、道路等の都市基盤整備や施設の維持管理・更新費用等の縮減が見込まれます。さらには、公共交通網の形成により、快適なアクセスが可能となり、いつまでも安全・安心に生活することができます。

5. 届出制度について

都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外で次の行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の概要について、市長に届け出る必要があります。

※本計画は、届出を求めるものであり、立地を規制するものではありません。

■対象となる行為

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 3戸以上の住宅を建築するための開発行為 1戸または2戸の住宅を建築するための開発行為（規模が1,000㎡以上）
建築行為	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を新設する場合 建築物を改築、または用途を変更し、誘導施設とする場合 3戸以上の住宅を新築する場合 建築物を改築、または用途を変更し、3戸以上の住宅とする場合

■届け出先 都市計画課